

登録抹消の手続きについて

〒950-0911 新潟市中央区笹口3丁目4番地8
新潟県行政書士会
TEL 025-255-5225
FAX 025-249-5311

行政書士法第7条に基づき、その登録を抹消するときは、登録抹消の手続きを行ってください。

【行政書士法第7条】

日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- 一 第2条の2第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 その業を廃止しようとする旨の届出があったとき。
- 三 死亡したとき。
- 四 前条第1項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

●業務廃止の場合

次の書類を事務局まで提出してください。

(1) 行政書士登録抹消届出書：2部

氏名欄右側には、職印を押印してください。

(2) 行政書士登録証（賞状のようなもの）：1枚

(3) 行政書士証票：1部

(4) 誓約書：1部

「行政書士登録証」「行政書士証票」について、紛失等によりいずれか一つでも返還できない場合、提出してください。氏名欄右側には、職印を押印してください。

(5) 会員証：1部

「会員証」については、紛失等により返還できない場合でも、「誓約書」の提出は必要ありません。

(6) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

所有する未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）がある場合、すべてを返戻してください。なお、使用途中の職務上請求書で使用後2年を経過していない控えを含む場合には、事務局において未使用部分の裁断処理をした後に返却しますので、引き続き2年を経過するまで保存してください。

(7) 届出済証明書返還届：1部

申請取次行政書士の資格をお持ちの方は提出してください。

(8) 届出済証明書：1部（入国管理局が発行したカード型 顔写真入り証明書）

申請取次行政書士の資格をお持ちの方は提出してください。

なお、紛失等により返還できない場合は、「届出済証明書紛失届」を提出してください。

(9) 著作権相談員カード返却届出書：1部

著作権相談員カードをお持ちの方は提出してください。

※ 廃業届出日については、日行連の受付日以前に遡及して処理することが制度上できませんので、ご注意ください。

例えば、登録抹消届出書の廃業日を「3月31日」とご記入いただいても、日行連への到達が4月1日となった場合、日行連到達の4月1日以前に廃業日を遡ることは出来ません。

会費徴収等の関係もありますので、退会を前期中（9月末日まで）にご希望の場合は、9月中旬まで、後期中（3月末日まで）にご希望の場合は、3月中旬までに書類を提出してください。

なお、登録抹消日が、登録抹消を希望する期を1日でも過ぎますと、翌期分の会費納入義務が発生しますので、ご注意ください。

<例> 登録抹消日 4月1日・・・前期分会費納入義務発生
 10月1日・・・後期分会費納入義務発生

●本人死亡の場合

死亡した行政書士の四親等以内の親族またはその者と世帯を同じくしていた方は、遅滞なく次の書類を事務局まで提出してください。

(1) 行政書士登録抹消届出書：2部

(2) 「除住民票」の原本又は「死亡診断書」の写し：1部

(3) 行政書士登録証（賞状のようなもの）：1枚

(4) 行政書士証票：1部

(5) 誓約書：1部

「行政書士登録証」「行政書士証票」について、紛失等によりいずれか一つでも返還できない場合、提出してください。

(6) 会員証：1部

「会員証」については、紛失等により返還できない場合、「誓約書」の提出は必要ありません。

(7) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

所有する未使用の職務上請求書（一部使用済みのものを含む。）がある場合、すべてを返戻してください。なお、使用途中の職務上請求書で使用後2年を経過していない控えを含む場合には、事務局において未使用部分の裁断処理をした後に返却しますので、引き続き2年を経過するまで保存してください。

(8) 届出済証明書返還届：1部

申請取次行政書士の資格をお持ちの方は提出してください。

(9) 届出済証明書：1部（入国管理局が発行したカード型 顔写真入り証明書）

申請取次行政書士の資格をお持ちの方は提出してください。

なお、紛失等により返還できない場合は、「届出済証明書紛失届」を提出してください。

(10) 著作権相談員カード返却届出書：1部

著作権相談員カードをお持ちの方は提出してください。